

## 規則

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七一一二三

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一〇七六）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「別表第四口の備考2」を「別表第四イの備考2、口の備考2」に改め、「給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四口若しくはハが適用される職員については、」を削る。

第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項及び第十二条第一項中「給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四口若しくはハが適用される職員については、」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。